

## 第55回規制改革会議終了後記者会見録

- 1．日時：平成27年12月21日（月）17:00～17:42
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館4階共用408会議室

司会 本日は御参集いただきまして、ありがとうございました。

それでは、先ほどまで開催されておりました第55回規制改革会議の様につきまして、議長からブリーフィングをさせていただきます。

よろしく申し上げます。

岡議長 皆さん、お待たせしました。

まず、会議の報告をさせていただいた後に、皆さんからの御質問に答えたいと思います。

本日は議題が四つございまして、最初の議題が「民泊サービスについて」でございます。本件につきましては、地域活性化ワーキング・グループの方でいろいろな関係者からのヒアリングも含めて議論を深めてきたわけでございますが、本日の会議で規制改革会議としての意見書を提出することを決定いたしました。意見書の中身は皆さんのお手元にお届けしているような内容でございますので、是非御一読いただきたいと思います。

幾つかポイントを申し上げますと、ここに来て、民泊サービスに対していろいろな意見が出てきております。もちろん前向き積極的な意見もあれば、問題点を指摘するような意見もあります。あるいは、既に実態が相当先行していて、何の取決めもない中で民泊サービスが行われている現実があるのではないかという意見もございます。したがって、私ども規制改革会議としては、まず、一にも二にも早く検討を進めて、しっかりとしたルールを作って、健全な形の民泊サービスが進むようにすべきではないのかということが基本スタンスであります。

もう一つ手前の話をさせていただきますと、シェアリングエコノミーという大きなテーマで、いろいろな分野で検討あるいは取組が行われているわけですが、私どもは、これから日本の経済を成長させる上でも、個人の利便性を高める面でも、このシェアリングエコノミーというコンセプトを普及させ、積極的に進めていくべきではないかという考え方に立っております。そして、まず、その中から民泊サービスというものを取り上げ、議論を深め、今日の本会議で取りまとめに至ったという経緯がございます。

なぜこれを先行したかという点、先ほども申し上げたように、現実が先行していて、いろいろな問題が出てきている。政府の方でも、私どもの前期の答申に基づき閣議決定された実施計画の中に「民泊サービスを検討して28年中に結論を出す」と定められた方向に沿って、厚生労働省、国土交通省傘下の観光庁が中心となって検討会を立ち上げて、既に議論が行われており、来年のできるだけ早い時期に中間取りまとめ、という線で検討が進ん

でいると承知しております。IT戦略本部の方でも、IT利活用という観点からシェアリングエコノミーの議論が進んでおり、その中で民泊の議論も行われている。さらに、最近立ち上がった総理が議長を務める「観光ビジョン構想会議」においても、観光という切り口から議論が進む中で民泊というテーマにも当然話が発展するであろうと理解しております。

そういう大きな流れの中で、できるだけ早く私どもの意見を出して、特に厚労省と観光庁で進めている検討会において、我々の意見が活かされる形で検討が進められ、できるだけ早く結論を出していただきたい。このような思いから、本日、意見を取りまとめ、公表することにさせていただいたわけであります。

今申し上げたように、私どもとしては、基本的には前向きに取り組むべきであるというスタンスを持ちながらも、ただ、これにはいろいろな課題がある。その課題をしっかりと解決しながら、民泊サービスを円滑に進めていただく。逆に言えば、民泊サービスが広く受け入れられるためにも課題をきちんと解決することが不可欠ではないのかと考えております。そのようなことを盛り込んだ意見を今日取りまとめたということでございますので、是非御理解をいただければと考えております。

二つ目の議題は「インバウンドの急増を見据えた規制改革について」でございます。このテーマにつきましては、11月に、規制改革ホットラインの集中受付を行ったわけですが、その結果をお手元の資料2に書いてございます。

ポイントだけ申し上げますと、集中受付に届けられた件数は248件のうち、民泊サービスに関わるものが213件あったということであります。中身を見ますと、私どもが検討を進めてきた内容とかなり重なっている部分がございます。そういう意味では、今日我々が取りまとめたこの意見書をもって、ホットラインに要望を寄せていただいた方に対して、民泊サービスに関する規制改革会議の考え方ですと応えられるのかなと思っております。ただ、ホットラインにお寄せいただいた御要望は、ほかの案件同様、規制に絡むものかどうかを整理整頓した後に、一件一件、個別案件ごとに関係省庁にぶつけて回答を引き出し、それをまたお寄せいただいた方にフィードバックしていくことになっておりますので、そちらの方もしっかりやっていきたいと思っております。

民泊サービス以外にどういうものがあつたかということで整理しますと、「通訳案内士制度の見直し」に関して3件、「その他（32件）」の中では「道路運送法関係」と「入国管理関係」が主要なものでございました。

今日の会議では、集中受付に寄せられたこれらの案件を今後どうするのかという議論をしたわけですが、議論の結果決まったことは、資料2の3ページの「今後の進め方」にも記載のとおり、民泊サービスについては、今日まとめられました意見書を公表するとともに、個別案件ごとにしっかりフォローしていこうということでもあります。

もう一つ、「通訳案内士制度の見直し」については、本会議で取り上げていくことになりました。この制度は、昭和24年に基本的な枠組みが決められて以来、大きな変化がない状態ではありますが、ここに来ての環境変化の中で、不足気味の通訳案内士の担い手をどの

ような形で増やせるのか。ニーズも多様化してきている中で制度そのものの見直しも必要ではないかなど、いろいろな意見が出てきましたものですから、本会議で議論を深めていこうということにしたわけでございます。

ある委員から御披露あったのですが、私も初めて知ったのですけれども、バードウォッチに観光客を案内しているときに、たまたまその中に外国人がいて英語で説明したら、「あなたは通訳案内士の資格をお持ちなのですか。なければダメですよ」というような話があったと。あるいは、地域によっては小中高生がそういうサービスをする所も増えているが、果たして今の制度の中に収まるのかという御意見もありました。これについては、是非前向きに取り上げて、多様なニーズに応えられるようなサービスができるように、制度の枠組みも含めた見直しをしていく必要があるのではないかと考えております。

「その他」の道路運送法関係あるいは入国管理関係につきましては、それぞれのワーキングで取り上げて、議論をしていただくということに決まりました。

三つ目の議題は「規制改革ホットライン」でございます。毎回のことでございますが、資料3-1に記載のとおり、前回の会議から今日までの間に、所管省庁へ検討を依頼した案件が274件。前期も含め今まで所管省庁から回答をいただいたものが累計で2,161件になったということでございます。また、本年9月26日から11月20日までの間に所管省庁から回答を得た44件について、ホットライン対策チームで内容を精査した後、各ワーキング・グループにこのような形で検討を依頼しておりますという資料が3-2でございます。

規制改革会議といたしましては、引き続き、規制改革ホットラインを大いに活用して、改革を進めていきたいと考えております。

4点目の議題が「規制レビュー」でございます。

この規制レビューを何でやっているのかということを変更して申し上げますと、私自身、規制改革は、その規制を所管している省庁が時代の変化、環境の変化に対応して、主体的、積極的に見直しをしていく状態が理想であろうと考えております。そのような道筋をつけるためのツールとして、この規制レビューを活用したい。このような思いでスタートしたわけでありませう。

前期に第1回目の規制シートが作成されたわけでありませうが、残念ながら、件数が多少少なかったということで、今年度は対象範囲を広げた結果、現時点で、規制シートの数は前期1年分を既に超える数になっております。引き続き、この手法を通じて、規制所管省庁の改革姿勢をさらに高めていただきたいと考えている次第でございます。

今日の会議では、「規制の見直し周期の設定状況」という見出しで、各省庁が所管している規制を「法律」と「政省令以下」に分けて、平成32年度までの何年度に何件見直しするのかを資料4-2にまとめてもらっております。これにより、各省庁が向こう5年間にこういうスケジュールで見直ししなければいけないということが明らかになりました。

さらにその中身を関連する法令一件毎にまとめたものが資料4-2の別添でございます。これだけのものを所管省庁がきちんとまとめて提出してくれたことについては、私どもの

もともとの狙いである、各省庁が自発的、主体的に規制改革に取り組もうという姿勢が出てきているものと私は受け止め、各省庁の今回の対応を評価したいと考えております。

このような形で準備ができたわけでございますので、各省庁が毎年毎年の見直しの中で環境変化にしっかりと対応して、より積極的に規制改革に取り組んでいってくれることを期待したいと会議の中でも申し上げました。メディアの皆さん方にもそのところを是非御理解いただき、各省庁がこういう形で規制改革により積極的に取り組もうという姿勢を評価いただいてもよろしいのではないかと思います。

最後に、前回の会議で決定しました、地方版規制改革会議の設置について、規制改革会議議長の名前で、各都道府県、市町村の首長さんをお願いする書状を送ることについては、12月14日に発信しましたので、各自治体に届いているだろうと思いますが、並行して、地方版規制改革会議の設置に関して、地元の関係者とも連携していただきたいという趣旨で、全国の商工会議所を束ねる日本商工会議所にも側面的なお願いを申し上げましたところ、是非サポートしたいと積極的に受け止めていただき、早速、具体的なアクションを取っていただいていると今日御連絡をいただきました。

年明けには、地方六団体の事務局に伺って、各地域で今進めている「地方版総合戦略」の実現の阻害要因を取り除くという視点からも、地方版規制改革会議を設置して、活かしていただければというお話をしようと思っております。また、まち・ひと・しごと創生本部の伊藤大臣補佐官、経団連とも話をしたいと、そのような話も今日の会議の最後で私の方からさせていただきます。

会議の報告は以上でございます。残された時間、皆様方からの質問にお答えしたいと思います。

記者 今日民泊サービスの推進に関する意見書の方なのですが、まず、今日の意見書について、会議上では委員の間でどういった議論があったのか。主な意見を御紹介いただきたいのと、あと、一番大きいポイントとしては、旅館業法の適用除外とした上でということかなと思うのですが、まだ厚労省とかの検討会の方では割とこっこの旅館業法の方だという意見の方が優勢のようなのですが、なぜ旅館業法の枠内だとよろしくないとお考えなのかもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

岡議長 私どもは、旅館業法の部分的な適用除外というような形でやるのではだめだと言っているわけではなくて、その中で収まらないような部分もあるのではないかということから、検討の際には、民泊サービスを新たなものと捉え、それに合った適切な規制を新たに作ることも検討対象に入れていただきたいというのがこの意見書であります。

我々の意見として、Aで行くべきだとか、Bで行くべきだということは、あえて言っていないわけです。ただ、そこまで範囲を広げた検討が必要ではないでしょうかということをお願いしているということでもあります。

最初の御質問につきましては、旅館業法の適用除外でいくのか、適用除外と違った形の新たな規制をやるのかという辺りのところが議論の焦点の一つになるだろうという意見交

換がありました。

もう一つ、それと非常に密接に関係すると思うのですが、民泊サービスを広めていこうとすると課題がいくつもあるが、特にその中でも外部不経済、周辺住民との問題をしっかりと押さえていかないと、民泊サービスの健全な発展はなかなかできないのではないかと、この意見が何人かから出されました。そのようなところが今日の会議での主な意見としてあったと思います。

記者 適用除外がどうかということについて詳しくお聞きしたいのですが、旅館業法では収まらない部分があるのではないかと、具体的にはどういったところがあって、その範囲を広げて検討すればそれが収まるという考え方なのか教えていただけますか。

岡議長 それについてはいろいろな切り口があるかもしれませんが、非常に明解な部分の一つとしては、民泊を一般住居、平たく言うと住宅街でも認めるのかどうかについて、今の規制では、残念ながら、そういうエリアでの旅館業はできないわけです。ですから、民泊をそういう地域ではやらないという形で入っていけば収まるかもしれない。しかし、それでは民泊は広がっていくのかということになるので、そういう地域まで認めるという議論も必要ではないか。そういうことになると、今の規制だけでは収まらないと。こういうようなやりとりの中で、場合によっては、民泊サービスという新たな概念に対応して、今の規制とは違う、新たな規制を作っていくというアプローチも必要なのではないかという議論があったということです。

司会 今、議長から言及がございましたのは、資料の3ページの一番下のところに建築基準法関係とございます。こういうところに関係しての議論だと思っています。

その他ございますでしょうか。

記者 この意見書の位置づけなのですけれども、厚労省、観光庁でルール作りも始まっているわけですが、これはどこに提出して、恐らくいろいろなところが参考に思うのですが、意義づけを一つ教えていただきたいのと、5ページの下の方に法体系として、今の話の延長として宿泊業法（仮称）なども検討であろうと。これは明確に課題として出された意見ということでよろしいのでしょうか。

岡議長 まず、今回我々が取りまとめた意見書の位置づけとしましては、前期の我々の答申に基づく実施計画が閣議決定され、その下で厚労省、観光庁の検討会が検討を進めていて、来年の早い時期に中間取りまとめをする予定のようでございますので、私どもとしては、それが出る前に、規制改革会議としての意見を提示して、参考にさせていただきたいということでございます。これが一番大きな部分だと思います。

それと同時に、それ以外の会議体が、それぞれ入り方は違いますが、民泊サービスについての議論をされているように伺っていますので、そこに対しても、私どもの意見を参考にさせていただけたらありがたいという思いもありますが、一番のポイントは、厚労省、観光庁の検討会に対して、我々の意見を参考にした形で検討を進めていただきたいということでございます。

記者 先にその話に関連してなのですが、そうすると、来年6月に規制改革会議としてまとめる答申には、3月の厚労省と観光庁の有識者会議で先に何らかのもっと進んだものが出てしまうと思うので、そうすると、来年6月の答申はまた別途取りまとめることになるのでしょうか。

岡議長 私は、来年6月の答申として、また新たなものを出すかどうかということについては今、白紙でございます。私どもは、前期の閣議決定項目のフォローアップとして取り組んでいますので、厚労省と観光庁の合同検討会の中の間まとめが出た段階で、私どもがそれでいい内容だなと思うようなときには、特に改めて答申を出すことにはならない可能性もあるということです。

記者 分かりました。

あと、宿泊業法のところの解説をお願いします。

岡議長 何ページですか。

記者 5ページが一番下の方に法体系として必要かというので一言出ているのですが。

岡議長 5ページでは、規制の在り方として、4項目書いているわけですが、(4)法体系のところは、民泊サービスというものを旅館業法の適用除外という形で収めるのか、あるいは新たなものとしてやるのであれば、それぞれ法律上どのように位置づけるかを明確にしてくださいと言っているだけです。

記者 先ほどから議長のお話のあった、それを考える上でこういったことも検討してくださいという一例としてこの名前が出ているということですね。

岡議長 そうということです。

記者 スケジュール感でお伺いしたいのですが、来年6月の規制改革会議までに何かをまとめるという話だったと思うのですが、想定以上のスピードでどんどん進んでいると思うのですが、具体的に規制改革会議としてはいつ頃ぐらいまでに、現状、ちょっと追いかけている状態なので、民泊を解禁というか、法整備が整って実現できる状況にしたいというのがあれば教えていただきたいと思います。

岡議長 民泊については、我々の前期の答申に基づいて閣議決定された実施計画では、28年に結論を出すということになっております。そういうことからすると、時間的には、まだ1年以上猶予があるわけですね。しかし、実態がどんどん先行してしまっている。各方面からいろいろな意見が出てきている中で、これから1年先にしっかりとしたものをとるのではちょっと遅過ぎるねと。私の思いは、すでに実態がどんどん進んでしまって、我々の置かれている状態もどんどんビハインドになっていってしまうので、意見書に「できる限り早期に」という言い方をしているのであります。2月だ、3月だという言い方をあえてしていないのは、既に検討会が立ち上がって、それなりのタイムスケジュールで検討が進められており、3月頃までには中間取りまとめが行われるだろうという期待をもちしておりますので、この程度の言い方でとどめているということでございます。少なくとも6月までというのでは遅過ぎるという感じがしておりますけれどもね。

記者 関連でお伺いしたいのですが、そうすると、来年の通常国会は多分、夏ぐらいまでになると思うのですが、それまでに関連する法案を全部出して、法律を変えて、来年の秋とか年末ぐらいまでには民泊が全国的に実現できるようにするのが望ましいというような解釈でよろしいのでしょうか。

岡議長 少なくとも、厚労省と観光庁の検討会での取りまとめはできるだけ早くやってください。その後の法制化のところまでは何とも申し上げられる立場ではないと御理解いただきたいのですが。

記者 関連で民泊のことなのですが、規制改革会議では、宿泊日数を短くするというのも当初は検討していたと思うのですが、その辺のことは特に盛り込まれていないのですが、例えば次の検討会で出す中間まとめで、余り納得できないという場合は、そういう具体的なことまで示す気持ちがあるのかどうかをまずお伺いしたいと思います。

岡議長 私どもとしては、そういう各論のところまで十分深まった議論ができたと思っておりますので、今回の意見書にもそこまでは書いていないわけです。今御指摘のように、厚労省と観光庁の検討会で中間取りまとめができたときに、さらに規制改革会議として何か言うかどうかについては、その時点まで白紙だと思えます。もっと言えば、この意見書に書いていないこと、たとえば宿泊日数がどうこうということまでは、現時点では、規制改革会議の立場として申し上げることになっていないと理解していただいたらよろしいのではないかと思います。

私どもとしては、先ほど申し上げたように、今の規制の適用除外でいくのか、新たな規制をしていくのか、あるいはこれを進めると周辺住民の問題は絶対解決してもらわなければまずいのではないかと、大きなところを指摘しているわけです。日数などの各論については、我々がやらなくても、多分あちらの検討会で十分議論されるのではないかと思います。

記者 もう一点、お答えできればよろしいのですが、金曜日に国交省からマンションの管理契約と民泊の関係で多分報告があったと思うのですが、それが国交省の方で出るのがとまったりというのがあったと思うのですが、その辺はどういうことがあったか内容をもし教えていただければ。

岡議長 では、これは事務局の方から。

事務局 それは恐らく特区のワーキングの方のお話だと思いますので、こちらは直接関係をしておりませんので、そちらにお伺いしていただければと思います。

記者 最初の質問にちょっと重なる部分があるのですが、旅館業法に適用させた上でというようなところで、今、国交省あるいは観光庁の方で議論が進んでいる。あと、自民党の小委員会の方でも旅館業法の中にある簡易宿所として民泊をやった方がいいのではないかと。規制改革会議は今回、まだ幅広くということの趣旨だと思うのですが、それは結局、規制を厳しくし過ぎると経済効果なりということに効果が縮小されてしまうのではないかとという観点が含まれていると考えてよろしいのでしょうか。

岡議長 先ほど言いましたように、我々は、基本的にはシェアリングエコノミーを推進すべきだという考え方で取り組んでいますので、シェアリングエコノミーの一つの分野であるこの民泊も健全な発展をさせるべきではないのか。そして、それが経済活動の活性化、経済成長にもつながり、あるいは国民の利便性が高まる等々、いろいろありますので、これはやはり前向きでいくべきだろうなど。しかし、飽くまでも健全な形で発展させていかないと、いろいろな問題が噴出して、結局、途中で挫折してしまうという事態は避けたい。あるいは避けるべきである。そのために最初の入口のところでそのような課題をきちんと解決した形でやっていくべきではないのかという考え方がベースにございます。

それと多少関連するのですが、私どもは、そのような健全な発展のためには、場合によっては、段階的な対応ということも含めて検討したらいかがでしょうかということを書き添えてあるわけですが、少なくとも、やったけれどもだめだ。うまくいかないからやめたという事態は避けたいので、入口は多少厳し目であっても、それでうまく民泊サービスが広がっていけば、その過程で、例えば、数年ごとに見直して、より緩めていくとかということはあるのもいいのかもしれないという思いから「段階的」という言い方をしているわけですが、いずれにせよ、今の御質問に対しては、私どもとしては、健全な民泊サービスを是非成功させて、それが広まっていくことによって、経済の活性化、あるいはインバウンドの御意見にもたくさんありましたけれども、観光をさらに伸ばしていくことが地域の活性化にもつながる。そういったことに、この民泊サービスをうまくやれば貢献できる。貢献度も大きいのではないかと。そのためにも是非成功させたいという思いから、この意見書を出したと御理解いただければと思います。

記者 今のところで、段階的な対応というところをもう少し。最初厳しくというのは、民泊の類型を厳しくということなのか、最初は旅館業法の下に置いて、だんだん後から解禁するという流れなのか。どういうイメージなのか。

岡議長 今、御指摘のとおり、いろいろな段階があると思います。我々も、こういう段階だと決めつけているわけではなく、最初はこうけれども、数年後にはこう変えていくというやり方など、いろいろあるかと思っています。検討会の方で、段階的という考え方も入れて、議論を深めていただければよろしいのではないかと意見を出したということでもあります。

司会 事務局から1点だけ補足させていただきます。

事務局 先ほどのスケジュールの話で、厚労省と観光庁の検討会は3月に中間取りまとめということでお話が出ていましたけれども、聞いているスケジュールでは、その後、夏から秋に最終的な報告書取りまとめということになってございますので、3月の中間取りまとめの後も検討は続いていくものと承知をしております。

司会 それでは、本日の記者会見は以上とさせていただきます。

岡議長 皆さん、どうもありがとうございました。

民泊に関心があるのはよく分かりますが、今日の最後の議題の「規制レビュー」もお忘



れなく。所管省庁が一生懸命取り組んでいることについて、私は、やったときはよくやったと言ってあげるべきだなという思いがあって、だめなときは厳しく言いますが、そういう対応をすることによって、規制改革全体を前へ進めていきたいということを是非御理解いただきたいと思います。

以上です。